

# 家畜商免許に係る各種手続きについて

令和元年12月改正  
島根県農林水産部  
畜産課

# も く じ

1	免許取得	.....	1
2	免許証登録事項の変更及び免許証記載事項の書換え (他県への住所変更を伴わない場合)	.....	1 2
3	免許証登録事項の変更 (他県への住所変更した場合)	.....	1 4
4	免許証登録事項の変更及び免許証記載事項の書換え (他県から本県に住所変更した場合)	.....	1 6
5	免許証の再交付	.....	2 0
6	従業者の変更等の場合の家畜商免許証の交付	.....	2 4
7	廃業による免許の取消し	.....	2 6
8	家畜商営業保証金の取りもどし	.....	3 0

## 1 免許取得

### (1) 申請書類及び提出部数

- ア 家畜商免許申請書 …………… 1 部
- イ 従業者調書（従業者がある場合のみ） …………… 1 部
- ウ 家畜商講習会修了証明書の写し …………… 1 部
- エ 事業所調書 …………… 1 部
- オ 定款並びに資本金の額、本店及び家畜の取引の事業に係るその他の  
事業所の所在地並びに役員に関する登記事項証明書（法人の場合のみ） …… 1 部
  
- カ 写真 たて 3.5 cm × よこ 2.5 cm  
無帽、正面、上半身像 …………… 1 名につき 2 枚  
申請前 6 カ月以内のもの
- キ 誓約書 …………… 1 部
- ク 住基ネット利用同意書又は住民票 …………… 1 部
- ケ 手数料（県の収入証紙による）
  - 使用人その他の従業者 5 人以上の者 …… 2, 510 円
  - 使用人その他の従業者 1 人以上 4 人までの者 …… 1, 910 円
  - その他の者 …… 1, 600 円

### (2) 県から免許証の登録番号通知を受けた後、提出が必要となる書類及び提出部数

- ア 営業保証金を住所のもよりの供託所に供託したときの供託物受入れの記載のある  
供託書の写し …………… 1 部

### (3) 県から免許証の交付を受けた後、提出が必要となる書類及び提出部数

- ア 免許証受領書 …………… 1 部

### (4) 営業保証金の額

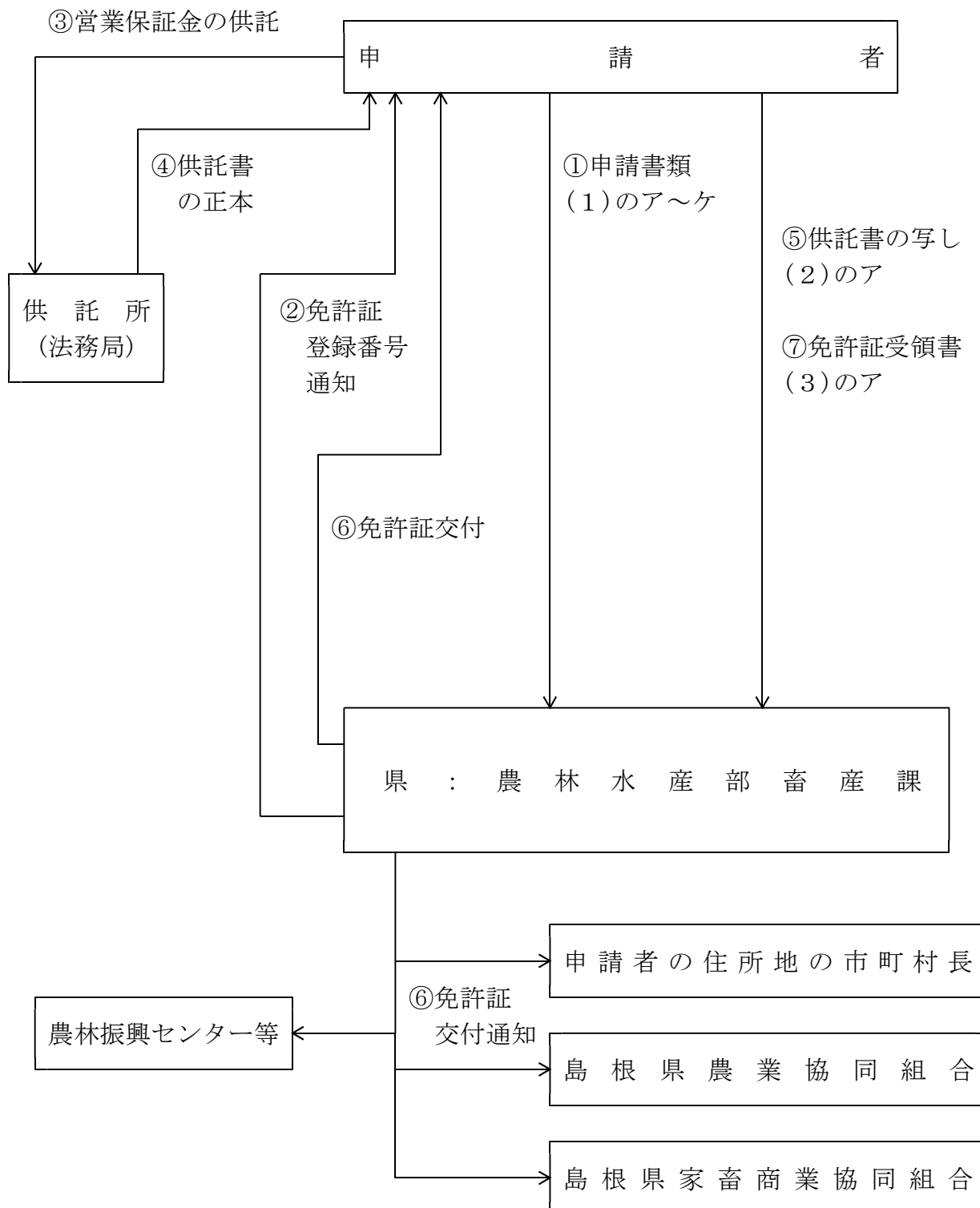
次のとおり

区 分	供 託 金 額
家畜取引に従事する者が 1 人の場合	2 万 円
家畜取引に従事する者が 1 人をこえる場合	1 万円×こえる数+ 2 万円

### (5) 根拠法令等

- ア 免許
  - 家畜商法第 3 条、家畜商法第 9 条、家畜商法施行令第 1 条、家畜商法施行令第 8 条、家畜商法施行規則第 1 条、家畜商法施行規則第 14 条
- イ 営業保証金
  - 家畜商法第 10 条の 2、家畜商法第 10 条の 3

免許取得のフローチャート



# 家畜商免許申請書

年 月 日

島根県知事

様

住 所

氏名又は名称及び

代表者の氏名

印

家畜商法第 3 条第 1 項の規定により家畜商の免許を受けたいので、家畜商法施行令第 1 条各号に掲げる書類を添えて申請します。

# 従 業 者 調 書

年 月 日

島根県知事

様

住 所

氏名又は名称及び

代表者の氏名



家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者は、下欄のとおり相違ありません。

従事者 事業所	住所	氏名	生年月日

# 講習会修了証明書

年 月 日

様

島根県知事指定講習機関  
公益社団法人 島根県畜産振興協会  
会 長

貴殿は家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催された下記の講習会の課程を修了したことを証する。

記

- 1 講習会開催の期日 年 月 日及び 日
- 2 講習会開催の場所
- 3 講習会の開催者

# 事業所調書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏名又は名称及び

代表者の氏名



家畜商の取引業務に係る事業所の所在地は、下記のとおり相違ありません。

記

事業所	住所
番地略図（各事業所毎に記入）	



# 誓 約 書

年 月 日

島根県知事

様

住 所

氏名又は名称及び

代表者の氏名

印

家畜商の免許を申請するに当り、家畜商法第4条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

# 同意書

年 月 日

島根県知事

様

住 所

ふりがな

氏 名

印

生年月日

連絡先

家畜商法第3条第1項の規定により家畜商免許の申請にあたり、本人確認のために住民基本台帳ネットワークシステムを利用されることに同意いたします。

年 月 日 登録 登録番号 第 号

# 家畜商免許証

住所及び主たる事業所の所在地

又は本店の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

生年月日又は設立年月日

家畜商法第3条第1項の規定により免許を与えられた家畜商であることを証する

年 月 日

知事

印

従たる事業所の所在地

家畜の取引の業務に従事する者の住所及び氏名

年 月 日 登録 登録番号 第 号

# 家畜商免許証

住所及び主たる事業所の所在地  
又は本店の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名  
生年月日又は設立年月日  
家畜商法第3条第1項の規定により免許を与えられた家畜商で  
あることを証する

年 月 日

知事

印

写  
真

名 都  
道 府  
印 県

この家畜商免許証は、家畜商法第6条第2項の規定により上記家畜商に対して交付されたものであって、その家畜の取引の業務に従事する者として下記の者が携帯するものである。

所属する事業所

住 所

氏 名

(家畜商法第11条)

家畜商は、家畜の取引をするときには、家畜商免許証を携帯し、且つ、取引の相手方の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

家 畜 商 免 許 証 受 領 書

但し

登録番号 第 号

登録年月日 年 月 日

上記家畜商免許証を受領いたしました。

年 月 日

住所

氏名

印

島根県知事

様

2 免許証登録事項の変更及び免許証記載事項の書換え  
(他県への住所変更を伴わない場合)

登録変更申請と家畜商免許証書換交付申請を同時に行う

(1) 申請書類及び提出部数

- ア 登録変更申請書 …………… 1 部
- イ 家畜商免許証書換交付申請書 …………… 1 部
- ウ 住基ネット利用同意書又は住民票（氏名または住所変更の場合のみ） …………… 1 部  
登記事項証明書（法人変更の場合のみ）
- エ 家畜商免許証 …………… 交付のあった枚数
- オ 写真 たて 3.5 cm × よこ 2.5 cm  
無帽、正面、上半身像 …………… 1 名につき 2 枚  
申請前 6 カ月以内のもの
- カ 手数料（県の収入証紙による） …………… 1, 110 円

(2) 県から免許証の交付を受けた後、提出が必要となる書類及び提出部数

- 免許証受領書 …………… 1 部

(3) 根拠法令等

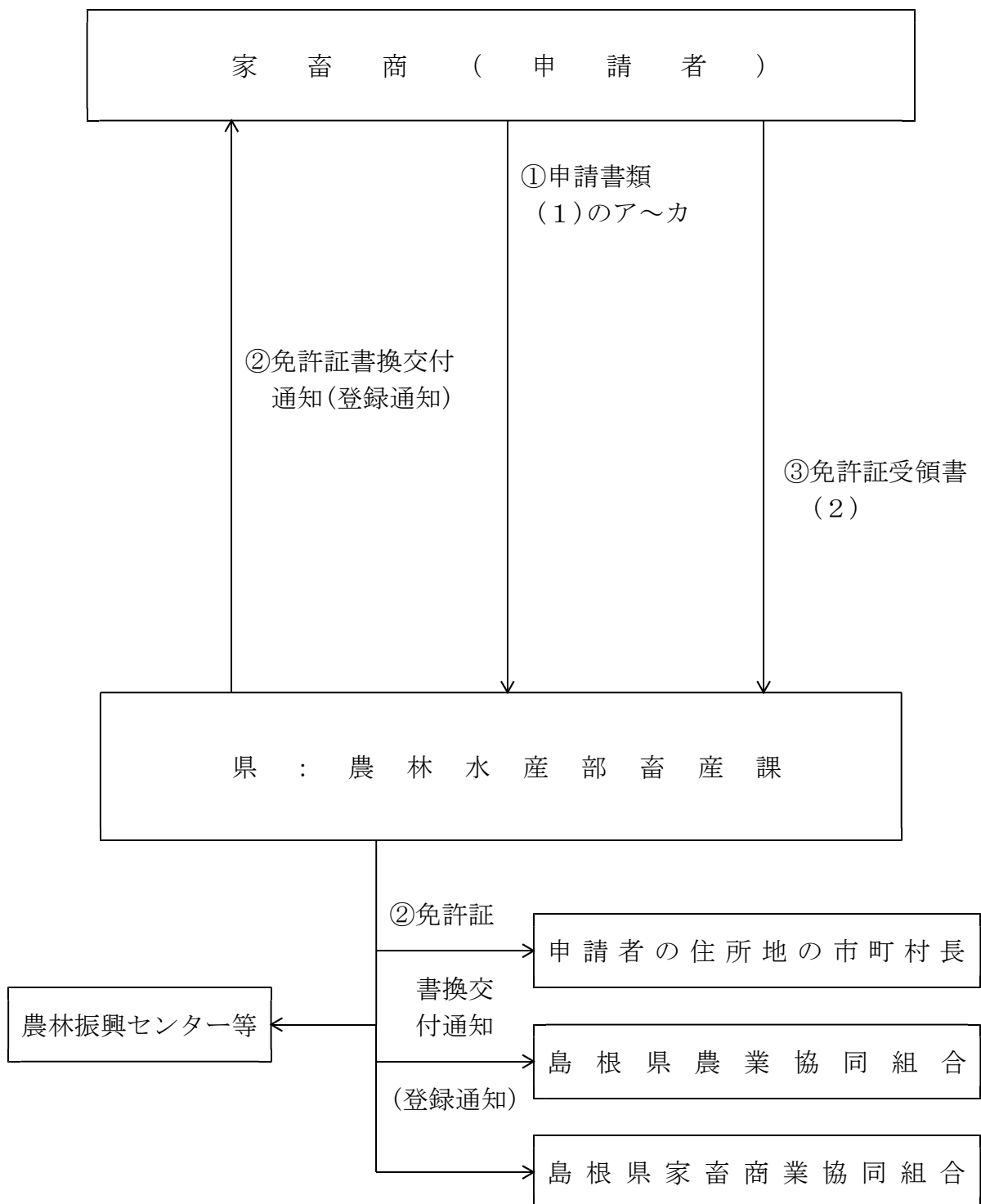
ア 変更登録

家畜商法第 9 条、家畜商法施行令第 3 条、家畜商法施行令第 8 条、家畜商法施行規則第 7 条、家畜商法施行規則第 14 条

イ 家畜商免許証書換交付

家畜商法第 9 条、家畜商法施行令第 5 条、家畜商法施行令第 8 条、家畜商法施行規則第 14 条

免許証登録事項の変更、免許証記載事項の書換交付のフローチャート  
(他県への住所変更を伴わない場合)



### 3 免許証登録事項の変更（他県へ住所変更した場合）

本県に対して、登録変更申請を行うとともに、移転した都道府県に対しては、登録変更申請と家畜商免許証書換交付申請を同時に行う

なお、ここでは、本県に対しての手続きについてのみ記載する

#### (1) 申請書類及び提出部数

ア 登録変更申請書 …………… 1 部

イ 住基ネット利用同意書又は住民票 …………… 1 部

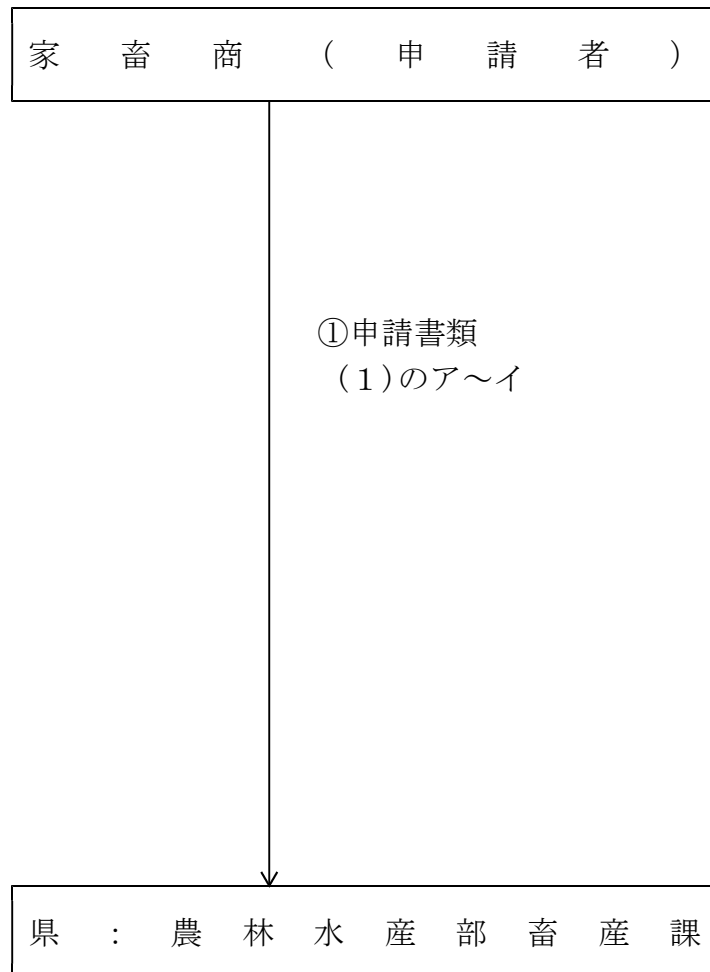
#### (2) 根拠法令等

ア 変更登録

家畜商法第9条、家畜商法施行令第3条、家畜商法施行令第8条、家畜商法施行規則第7条、家畜商法施行規則第14条



免許証登録事項の変更のフローチャート  
(他県へ住所変更した場合)



#### 4 免許証登録事項の変更及び免許証記載事項の書換え

(他県から本県に住所変更した場合)

変更前の県に対して、登録変更申請を行うとともに、本県に対して、登録変更申請と家畜商免許証書換交付申請を同時に行う

##### (1) 申請書類及び提出部数

- ア 登録変更申請書 …………… 1 部
- イ 家畜商免許証書換交付申請書 …………… 1 部
- ウ 住基ネット利用同意書又は住民票 …………… 1 部
- エ 家畜商免許証 …………… 交付のあった枚数
- オ 手数料 (県の収入証紙による) …………… 1, 110 円

##### (2) 県から免許証の交付を受けた後、提出が必要となる書類及び提出部数

- ア 免許証受領書 …………… 1 部
- イ 営業保証金について移転後の住所のもよりの供託所から保管替済の旨が記載してある供託書の写し …………… 1 部

##### (3) 根拠法令等

###### ア 変更登録

家畜商法第9条、家畜商法施行令第3条、家畜商法施行令第8条、家畜商法施行規則第7条、家畜商法施行規則第14条

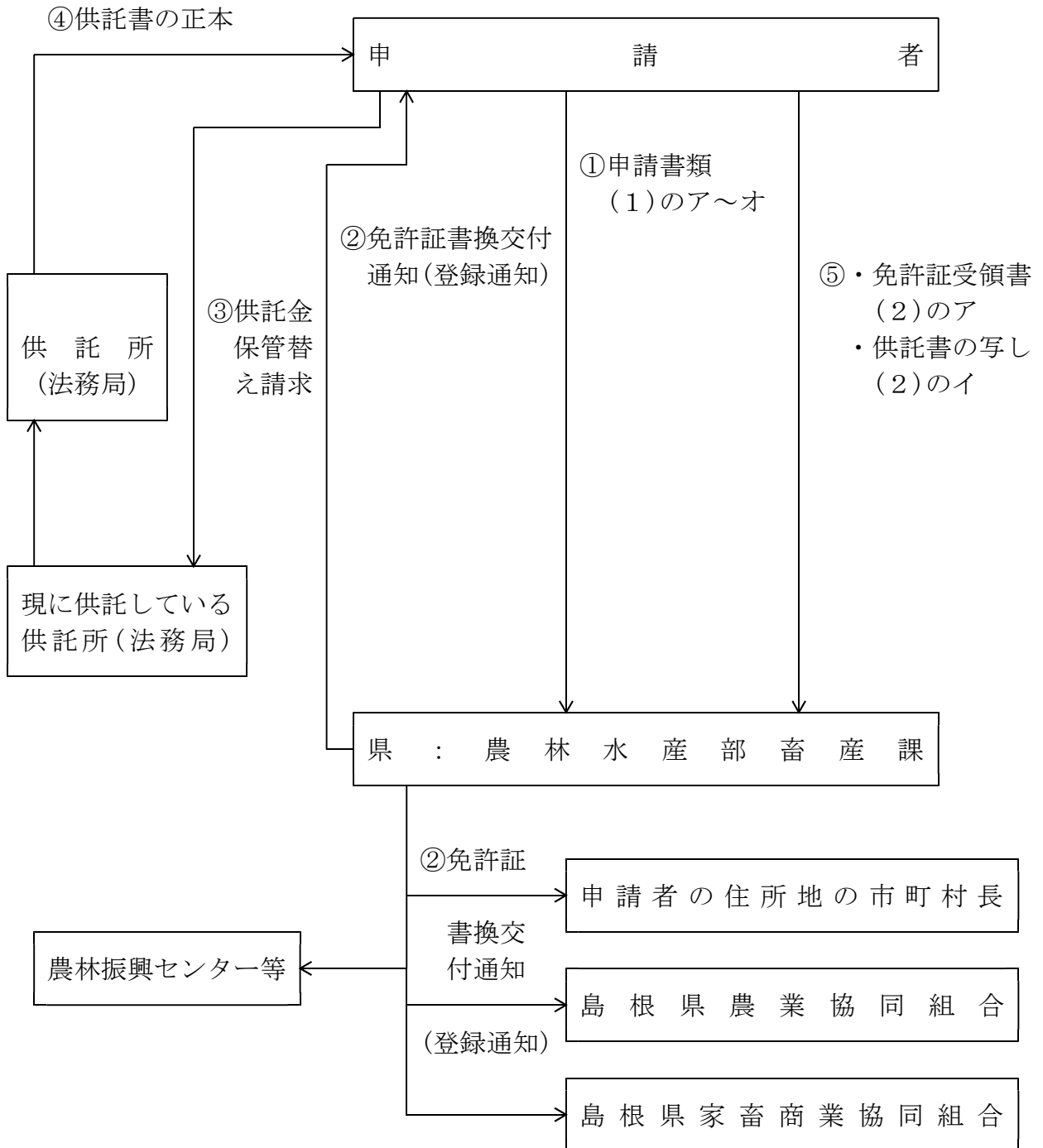
###### イ 家畜商免許証書換交付

家畜商法第9条、家畜商法施行令第5条、家畜商法施行令第8条、家畜商法施行規則第14条

###### ウ 営業保証金

家畜商法第10条の6、家畜商営業保証金規則第5条、供託規則

免許証登録事項の変更、免許証記載事項の書換交付のフローチャート  
 (他県から本県に住所変更した場合)



# 登録変更申請書

年 月 日

島根県知事

殿

登録番号及び登録年月日

住 所

氏名又は名称及び

代表者の氏名

印

家畜商法施行令第2条第2号に掲げる事項に変更を生じたので、  
その変更を証する書類を添えて、下記により登録の変更を申請します。

記

1 変更を生じた事項

2 変更の年月日

# 家畜商免許証書換交付申請書

年 月 日

島根県知事

様

登録番号及び登録年月日

住 所

氏名又は名称及び

代表者の氏名

印

家畜商免許証の記載事項に変更を生じたので、下記により家畜商免許証の書換交付を申請します。

記

変更の事項

## 5 免許証の再交付

家畜商免許証の大（提示用）及び小（携帯用）それぞれごとに、該当があれば手続を行う必要がある

なお、この場合、免許証を紛失した場合は、家畜商免許証紛失届を届け出るとともに、家畜商免許証再交付申請を同時に行う

### (1) 申請書類及び提出部数

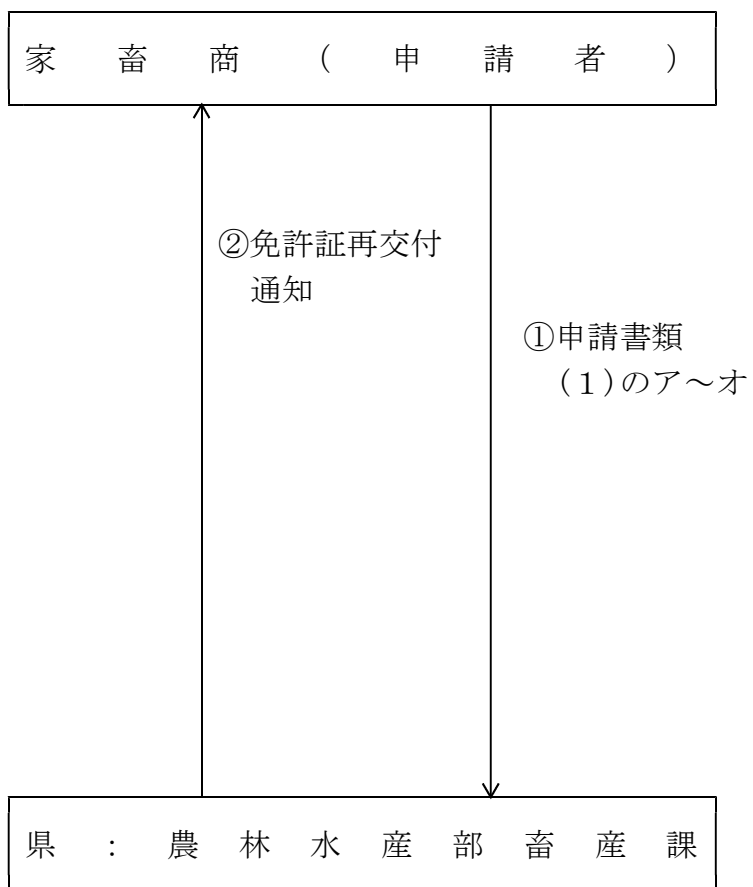
- |   |   |              |
|---|---|--------------|
| ア | 家畜商免許証再交付申請書  | ……………該当免許証枚数 |
| イ | 破損した家畜商免許証  | ……………該当免許証枚数 |
| ウ | 家畜商免許証紛失届<br>(紛失、亡失した場合)  | ……………該当免許証枚数 |
| エ | 手数料（県の収入証紙による）  | ……………1, 110円 |
| オ | 写真 たて3.5cm × よこ2.5cm<br>無帽、正面、上半身像<br>申請前6カ月以内のもの<br>(携帯用の小を再交付の場合のみ) | ……………1名につき2枚 |

### (2) 根拠法令等

#### ア 再交付

家畜商法第9条、家畜商法施行令第6条、家畜商法施行令第8条、家畜商法施行規則第14条

免許証再交付のフローチャート



# 家畜商免許証再交付申請書

年 月 日

島根県知事

様

登録番号及び登録年月日

住 所

氏名又は名称及び

代表者の氏名



家畜商免許証を破損（亡失）したので、下記によりその再交付を申請します。

記

- 1 破損（亡失）した家畜商免許証の種類
- 2 破損（亡失）した家畜商免許証が家畜の取引の業務に従事する者の携帯用のものである場合には、当該家畜商免許証に係る家畜の取引業務に従事する者の住所及び氏名



# 家畜商免許証紛失届

年 月 日

島根県知事

様

住 所

氏名又は名称及び  
代表者の氏名



下記の家畜商免許証を紛失しましたので届出ます。

記

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 家畜商免許証の種類
- 3 家畜商免許証が家畜の取引の業務に従事するものの携帯用のものである場合には、当該家畜商免許証に係る家畜の取引の業務に従事する者の住所及び氏名

## 6 従業者の変更等の場合の家畜商免許証の交付

新たに家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従事者を置き、もしくは増置し、またはこれを変更するときは、その新たに置き、もしくは増置する従事者、または変更後の従事者について、家畜商免許証の交付を申請する

### (1) 申請書類及び提出部数

- ア 家畜商免許証交付申請書 …………… 1部
- イ 従業者調書 …………… 1部
- ウ 家畜商講習会修了証明書の写し …………… 1部
- エ 写真 たて3.5cm × よこ2.5cm  
無帽、正面、上半身像  
申請前6カ月以内のもの …………… 1名につき2枚
- オ 手数料（県の収入証紙による） …………… 1,110円

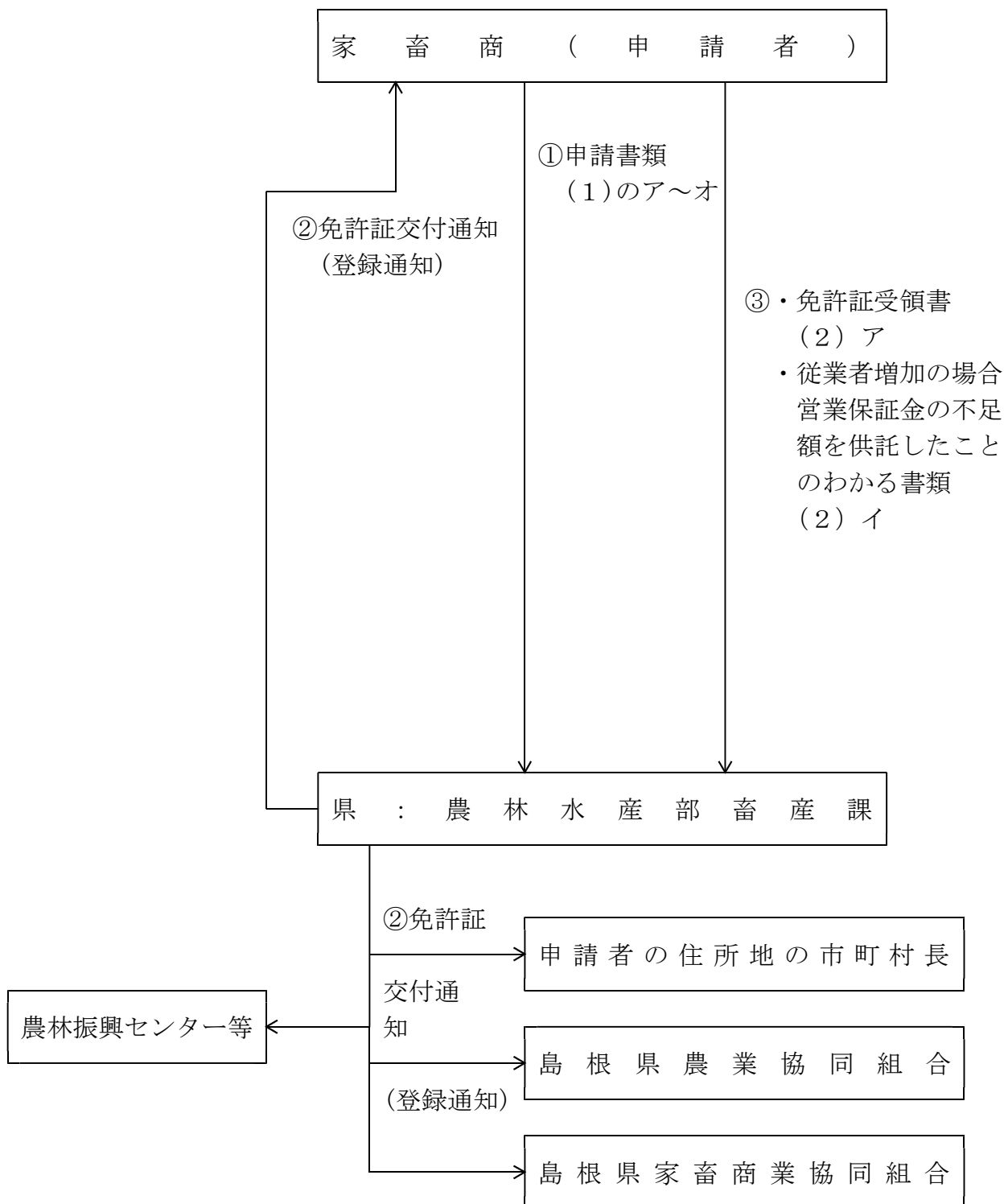
### (2) 県から免許証の交付を受けた後、提出が必要となる書類及び提出部数

- ア 免許証受領書 …………… 1部
- イ 営業保証金の不足額を供託したことのわかる書類（増加の場合）

### (3) 根拠法令等

- ア 従業者の変更等の場合の家畜商免許証の交付  
家畜商法第9条、家畜商法施行令第4条の3、家畜商法施行令第8条、家畜商  
法施行規則第9条
- イ 営業保証金  
家畜商法第10条の5

従業者の変更等の場合の家畜商免許証の交付のフローチャート



## 7 廃業による免許の取消し

家畜商を廃業する場合は、免許証を返納するとともに、廃業届を行う

なお、家畜商が精神の機能の障害を有する状態となり、家畜の取引の業務の継続が著しく困難となった場合（欠格事項）には、家畜商又はその法定代理人若しくは同居の親族が精神障害の届出を行う

また、免許証を紛失した場合は、家畜商免許証紛失届を併せて行う

廃業届を行った後、県から免許の取消し通知を受けた場合、供託した営業保証金を取りもどすことができる

営業保証金の取りもどしの手続きは、別途、説明する

### (1) 申請書類及び提出部数

ア 家畜商廃業届 ..... 1部

イ 家畜商免許証 ..... 大小該当免許証枚数

ウ 精神障害届（該当者のみ） ..... 1部

エ 家畜商免許証紛失届 ..... 該当免許証枚数  
（紛失、亡失した場合）

### (2) 根拠法令等

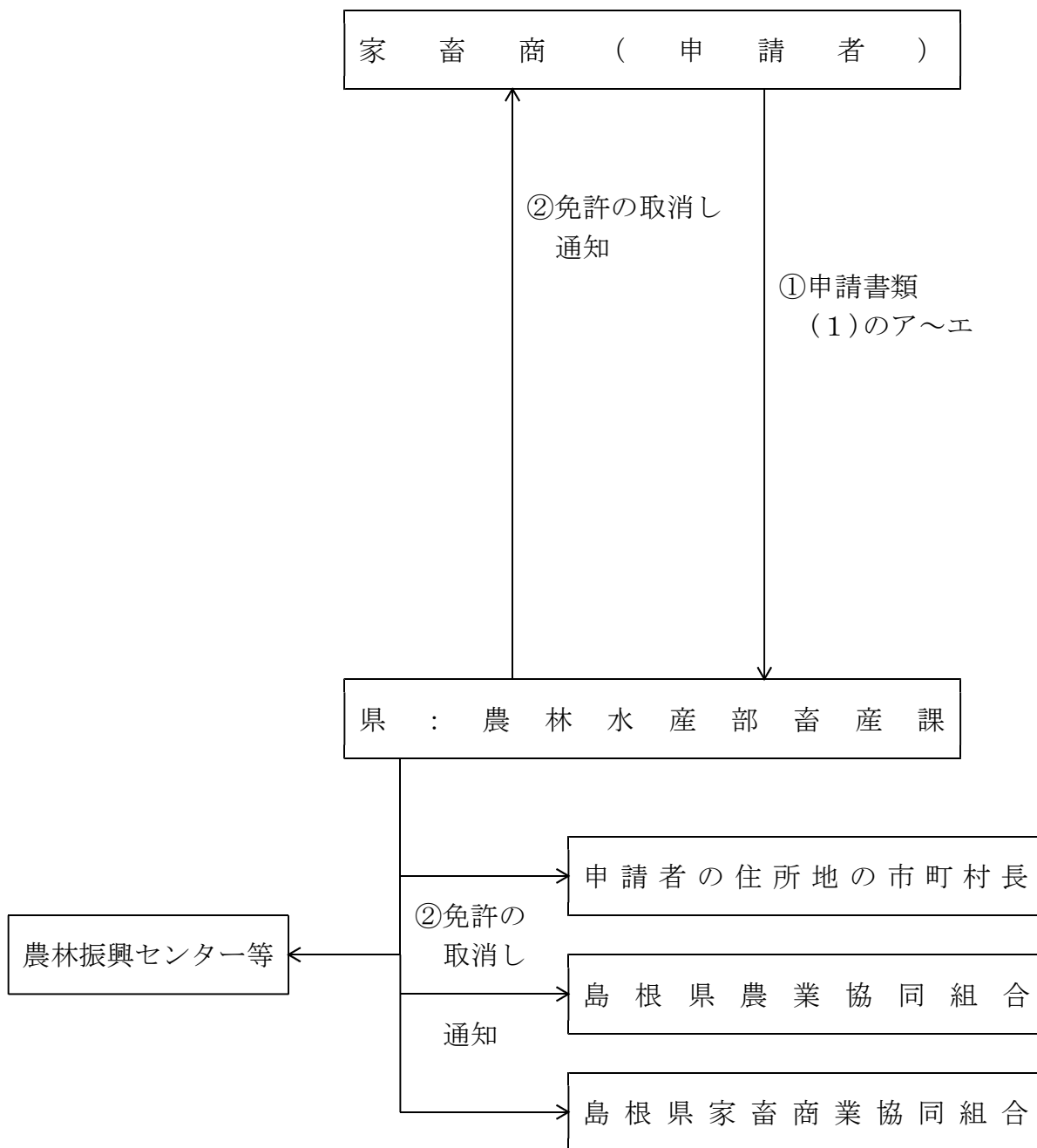
ア 免許の取消し

家畜商法家畜商法第4条第1号、同法第7条、家畜商施行規則第3条の2、同規則第3条の3

イ 営業保証金の取りもどし

家畜商法第10条の7

廃業による免許の取消しのフローチャート



# 家畜商廃業届

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏名又は名称及び  
代表者の氏名



家畜商廃業届について

次のことにより家畜商を廃業したく思いますので免許証並びに関係書類を添えて届出します。

記

- 1 家畜商廃業の年月日 年 月 日
- 2 家畜商廃業の理由（廃業・死亡・解散等）

# 精 神 障 害 届

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏名又は名称及び  
代表者の氏名



精神障害届について  
次のことにより診断書等関係書類を添えて届出します。

記

- 1 届出の年月日 年 月 日
- 2 届出の理由

## 8 家畜商営業保証金の取りもどし

家畜商営業保証金の取りもどしが可能な場合は、次の2とおりである

①家畜商名簿の登録が削除されたとき（以下「①の場合」という）

②家畜商の家畜の取引の業務に従事する者の数が減少した場合において、営業保証金の額が家畜商法第10条の3第1項に規定する額をこえることとなったとき（以下「②の場合」という）

また、家畜商営業保証金を取りもどす場合は、官報に公告しなければならないが、①の場合、②の場合における公告すべき事項は、次の(1)(2)のとおりである

なお、家畜商営業保証金を取りもどす場合、県に対して行う申請等は、次の(3)のとおりである

おって、供託物払渡請求等の詳細については、所管官庁である法務局に問合せること

### (1) ①の場合

ア 当該家畜商であった者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、本店及び代表者の氏名）

イ 取りもどしをしようとする営業保証金の額

ウ イの営業保証金につき家畜商法第10条の4第1項の権利を有する者は、6月を下らない一定期間内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書2通を当該家畜商であった者が登録を受けていた都道府県知事に提出すべき旨

エ ウの申出書の提出がないときは、イの営業保証金が取りもどされる旨

### (2) ②の場合

ア 当該家畜商の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、本店及び代表者の氏名）

イ 当該家畜商の家畜の取引の業務に従事しないこととなった者の氏名

ウ 取りもどしをしようとする営業保証金の額

エ ウの営業保証金につき家畜商法第10条の4第1項の権利を有する者は、6月を下らない一定期間内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書2通を当該家畜商が登録を受けている都道府県知事に提出すべき旨

オ エの申出書の提出がないときは、ウの営業保証金が取りもどされる旨

### (3) 申請書類及び提出部数

ア 官報に公告した旨のお知らせ …………… 1部

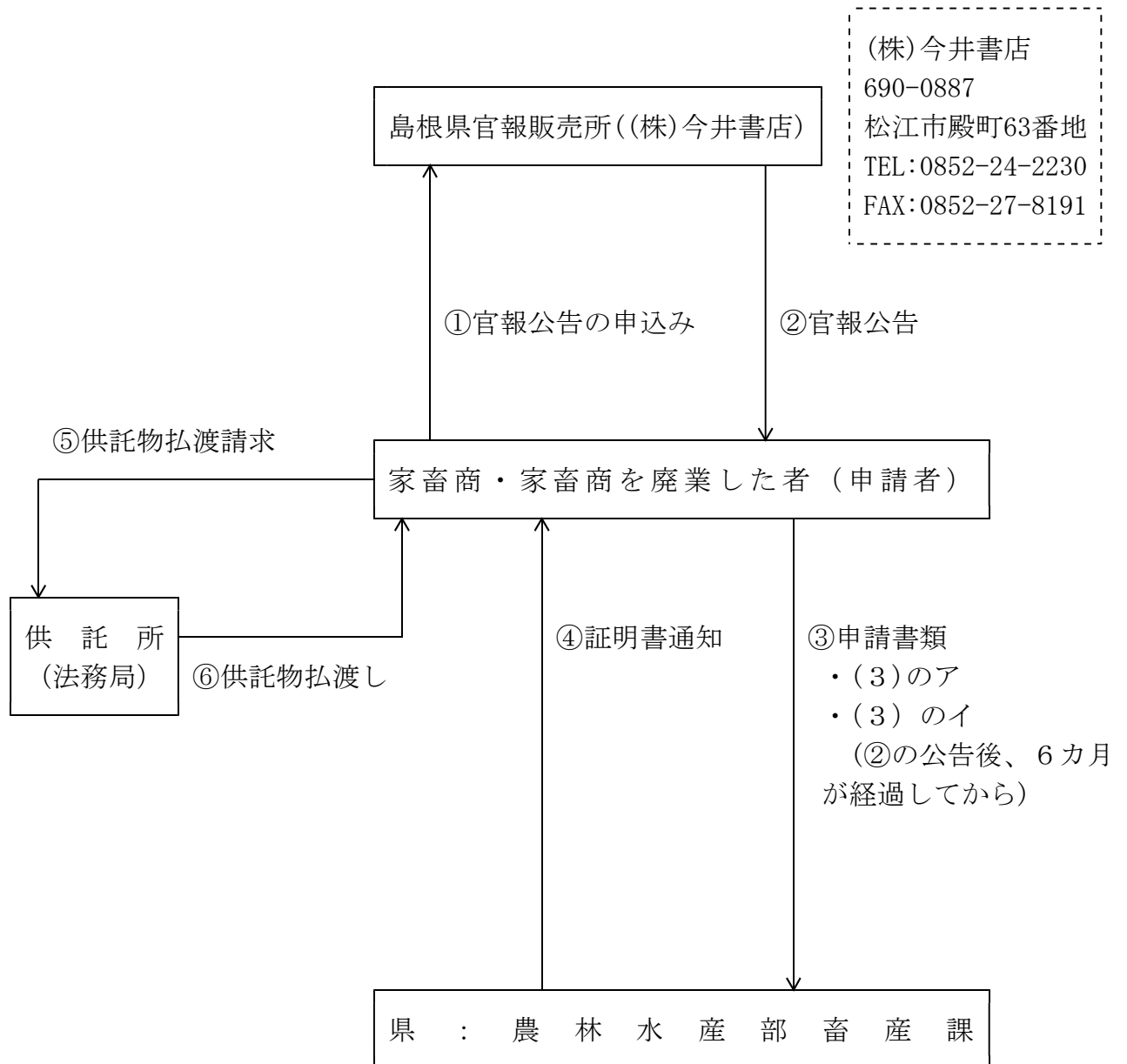
イ 家畜商営業保証金規則第9条による証明書交付申請 …………… 1部  
（官報公告後、6カ月が経過してから申請を行う）

### (4) 根拠法令等

家畜商法第10条の7、家畜商営業保証金規則第8条～第10条、供託規則



営業保証金の取りもどしのフローチャート



(株)今井書店  
690-0887  
松江市殿町63番地  
TEL:0852-24-2230  
FAX:0852-27-8191

年 月 日

島根県知事

様

住 所

氏名又は名称及び  
代表者の氏名

家畜商廃業等に伴う家畜商営業保証金取戻し公告について  
このことについて、下記のとおり官報に掲載しましたので、お知らせ  
いたします。

記

官報公告月日

年 月 日

※該当の公告が掲載されている官報の写し（表紙と該当部分）を  
添付すること

年 月 日

島根県知事

様

申請者

住 所

氏 名

家畜商営業保証金規則第9条による証明書交付申請

登録番号 第 号

供託番号 年度金第 号

供託総額 万円

取戻しをしようする金額 万円

上記について、営業保証金取戻し公告を 年 月 日付  
官報に登載し届出をしましたが、6カ月間家畜商法第10条の4第1  
項の権利を有する者の申出書の提出がなかったことを証明願います。

---

上記の申出書の提出がなかったことを証明します。

年 月 日

島根県知事